

判例批評

代表取締役が取締役會の決議によらないで招集した株主總會の決議の效力

久保欣哉

東京高判、昭和三〇・七・一九、下級民集六卷七號、一四八八頁、原審東京地判、昭和二九・二・一九、下級民集五卷二號、一九三頁

昭和廿七年十二月一日付書面をもって、控訴會社東豐交易株式會社（原審被告）の取締役杉田良之助（原審原告、被控訴人）は、同年十二月廿二日取締役會を招集、當時の代表取締役石田宗司を解任し、杉田を新たに代表取締役に選任した。これより先同年十二月十八日頃右解任前の代表取締役石田宗司は、取締役會の決議なく臨時株主總會の招集通知を發し、本件株主總會を昭和廿八年一月廿三日開催し、取締役解任及び選任を行った。即ち（一）取締役石田宗司、奥田、吉岡、梅北、杉田、木下を解任、（二）石田宗司、石田衛、有富、田中元を取締役に選任した。續いて同日同所に於て、新取締役により取締役會が開催さ

れ、石田宗司が代表取締役に選任された。

控訴會社は資本金百萬圓、發行済株式數二萬株、株式一株五〇圓の會社で、昭和廿四年十一月十一日、石田宗司、被控訴人、奥田、梅北、吉岡、茂又、石本の七名を發起人として各人二千株を、神谷正太郎が株式申込人として残り六千株を引受けて設立された。そして同年十二月一日に株券が發行されたとして（昭和廿五年二月下旬頃株券が）、石田宗司は自己の個人會社であり、他は名義株主であったので（事實は控訴會社の姉妹會社たる、東豐産業株式會社で、發起人は彼の側近）、（事實は控訴會社の姉妹會社たる、東豐産業株式會社でかつ名義株主であった）、他の者に株券の交付をせず、彼等から讓渡、及び名義書換のために白紙委任状、株式讓渡承諾書の交付を受け、株券とともに會社に保管したが、彼は、これを更に矢野、石田衛、豊島、石田宗兵衛、有富、田中三男、近田、田中元に讓渡したと主張した。

控訴會社は（一）昭和廿七年八月十八日、石田衛より奥田の、石田宗兵衛より茂又の、田中三男より吉岡の、近田より石本の、石田宗司より神谷の、田中元より島田の、（二）同月廿日豊島より梅北の、矢野より神谷の、（三）同月廿二日有富より被控訴人のそれぞれ二千株につき、何れも株式讓渡があったとして白紙委任状、株式讓渡承諾書及び株券を呈示し、適式の名義書換請求があり、直ちにその手續を完了したと主張した。

しかし證據調の結果、石田宗司は自己の地位の保全と神谷及び被控訴人一派の會社よりの追放を目指して、會社に保管中の百株券二百枚を庶務係堀池に交付し、前記の讓渡があったとし

て右のように名義書換をなさしめたが、白紙委任状及び譲渡承諾書が添付されたとの主張は、それ等が證據として提出されず眞實性なしと判断された。

しかして原審は、「かくの如く譲渡證書を添付した株券又は裏書ある株券の呈示がないにもかかわらず、被告會社代表者の一存で、株主名簿上の株主の名義を抹消し、第三者に名義書換の形式を踐んだとしても、その名義書換は、右に對する除權判決の呈示の如き特別の事情のない限り、無効というべく、したがって、その株主名簿の記載には法律上何らの效力がなく、その名義を抹消せられた株主は、株主名簿の記載にかかわらず、依然會社に對して株主たることを對抗しうるものといわなければならぬ。……(中略)……従って、被告會社に對する關係では、株主及びその持株数は設立當初と何等變動がないと認めざるを得ない。」とし、控訴審も「……果して然らば、石田衛以下の者は、假に株券上名義書換がなされ、株主名簿に記載されているからといって、固より控訴會社の株主となるべきいわれなく、被控訴人その他の原始株主が依然として株主たる地位を保持していたものとなすべきである。」とした。

更に控訴審は、被控訴人の、代表取締役石田宗司が取締役會の決議なくして招集した株主總會は無効であるとの主張に對して次の如く判示した。「株主總會の招集は原則として取締役會がこれを決すべきものなることは商法第二百三十一條の明定するところである。そして本件において石田宗司が臨時株主總會

を招集するにつき取締役會の決議を経由した證據はない。しかしながら、取締役會の招集決議は、いわば取締役會という執行機關の内部における意思決定であつて、その決定に従い個々の取締役が行動することは業務執行の範圍に屬するものといわなければならぬ。そして本件において、本件臨時株主總會の招集通知が昭和二十七年十二月十八日頃になされたものとすれば、當時は、石田宗司は控訴會社の代表取締役であつたのであるから、たといその招集が取締役會の決議によらないものであつたとしても、これを以て善意の第三者(一般株主は第三者に準ぜられる)に對抗することができない關係上、當然無効となることなく、決議取消の訴をまづはじめてその效力が決められるものといふべきである。そして被控訴人が法定期間内にかゝる決議取消の訴を提起したことは被控訴人の毫も主張しないところであるから、この點に關する被控訴人の主張は理由がない。」と。

扱、裁判官は白紙委任状及び譲渡承諾書を譲渡證書と看做して居り、當事者間に争のない所でもあり、正當である。昭二八・一〇・一二、高裁民集六卷一〇號六五八頁、東京地判、昭二七・六・一三、下級民集三卷六號、八三三頁、石井・二五二頁、大隅・株式の讓渡・株式會議第一卷六五九頁、田中(論)・一九〇頁、松田・鈴木(忠)・一四四頁、反對名古屋高判、昭二七・三・一一、下級民集三卷三號三四八頁、但し株式の讓渡を證する文言なく、ただ名義書換、その他これに關する一切の權限を委任する旨の記載があるだけ、しかも記名又は署名なく捺印のみの白紙委任状につき譲渡證書を認めず。

次に名義書換は連續する裏書ある株券又は譲渡證書の添付ある株券の呈示によりなすを要し(商二〇五)、名義書換請求者のかかる形式的資格に基いて名義書換をなすだけで(故意又は重大なる過失のない限り、

一橋論叢 第三十六卷 第三號

手形四〇）、會社は免責される。しかししてかゝる形式的資格に基いてなした適法の株主名簿には、推定力及び免責力を生ずる（鈴木・記名株券の特異性・竹田論文集一七四頁、松田・一一四頁）。もとより（鈴木・記名株券の特異性・竹田論文集一七四頁、大隅・前掲六七三頁六七四頁）。もとより權利創設の効力はない。

以上の例外として、讓渡證書の喪失の場合については、株券を占有する限り、讓渡に際し適式の讓渡證書の添付ありたる事を立證して書換を請求出來、裏書の連續の欠缺、相續・合併・競賣等による包括承繼の場合も夫々の立證により同様である。又判旨の論ずる如く除權判決の呈示がある。通説に反し意思表示と株券の交付のみにて讓渡出來るとすれば、實質的權利を證明して名義書換を請求し得ることとなる。此の立場に屬するものとして、鈴木・九八頁、並木・株主の權利と資格・企業會計八卷六號八一頁がある。本件は證據調の結果、右いずれの場合にも屬せざる事が明らかとなり、その結果株主名簿の記載には推定力、免責力を生じない。權利創設の効力のないのは勿論である（本件においては、よしある場合を假定するも、會社は明かに購求者に實質的權利を知らざるを知得た状況にあり、しかもなお請求に應ずれば、前記のように故意又は重大な過失のある場合となり、會社）。故にかゝる株主名簿に基く株主總會の瑕疵につき、會社は免責されることなく、本件の場合のごとく、たとひ名簿上一割三分弱の株主にのみ通知がなされたのに止る時は總會決議は不存在となり、無効であるとの判旨は正當である（田中・誠二四頁、同旨昭二・九・一七七大商判（追）（二）一四六頁、田中・誠）松元判例體系會社法二二五頁）。

次に代表取締役が取締役會の決議なくして招集した株主總會の効力に就いて、判旨は決議取消の原因となると通説の立場をとり正當である。しかるに本件に先立つ二つの判例は、少數説たる完全有效説をとって居る（東京地判昭二九・七・二、下級民集五卷七下級民集六卷六）。

少數説は、取締役會の決議は會社内部の意思決定にすぎず、それを缺く代表取締役による招集でも、代表取締役は外部に對し會社を代表し、かつ一般株主は第三者の地位にある故、會社對株主は對外關係に準ずると理解し、有效説を主張する（松田・鈴木・八五頁、二八四頁、二八九頁、松田・櫻岡一八三頁、一九八頁）。

通説はこれに對し、商法第二百三十一條の立法趣旨に鑑みて有效説は妥當でなく（大隅・大森二九八頁）、招集權者ではないが招集手續を行い得る代表取締役によるから（大隅・大森、形式上總會の成立を豫想せしめ（石井二））、不存在として無効とせず取消の原因になると解するのを妥當とすると主張する（前掲の外に、鈴木・四二二頁、田中・辨三五〇頁、實方）。

扱、商法は取締役會は業務執行を決定すると規定する（商二六〇）とともに、株主總會の招集以下九つの事項を取締役會の權限に屬するものと法定して居る。取締役會の決議なくして代表取締役が此等の事項をなした場合はどのような效力を與えるべきであらうか。

まず對外的な關係にあり取引の安全を極度に重視する結果、完全有效となす場合で（命令的規定）、社債の發行（商

二九六)である。新株の發行(商二八〇ノ二)も多數説は取引的行為に近い現象として有效とする(鈴木一石井二五〇頁、鈴木一八五頁石井三六五頁、松田・概論二五三頁、松田一鈴木(忠)三八一頁、等、及び最近の判例—東京地判昭三一・二・二〇判例時報七六號。反對説は人的物的基礎を擴大する組織上の行為とみる。田中(誠)三四七頁、大隅大森—三四〇頁、田中(耕)四九四頁これである)。無償交付(商二九三ノ三、II)、株式分割(商二九三ノ四)は新株の發行に準ずる。ただし法定準備金の資本組入のみで新株が發行されない時については、有效説(大住・二三一頁)、無効説(鈴木一石井一五九頁)に分れる。

第二のグループとして専ら對内的關係にあるもの(會社と社員との關係または純然たる會社内部の事務執行、田中(誠)—並木・例解商法・一三三頁、一四一頁)は主として會社の利益を守ることの見地から無効であり(効力的規定)、これには支配人の選任解任(商二六〇)、代表取締役の選任(商二六一・I)、會社と取締役間の訴訟における代表者の選任(商二六一ノ二、I)、取締役と會社との取引の承認(商二六五)、準備金の資本組入(商二九三ノ三)がある。但し準備金の資本組入については前述のように有效説もある。

扱、株主總會(三三)は、新株の發行とともに問題である。松田博士は前述のように第一のグループ同様完全有效説をとられるが、その理由は會社對株主の關係は本来内部關係であり、外部關係ではないが、なおそれは第三者的になつた以上(松田一鈴木基礎理論一七九頁)、有效とすべしとされる。しかし第一のグループに於ける對外關係(取引の安全の重視)をそのまゝ一般株主對會社の關係に認められ、更にそこから總會の有效を結論される點ははたして妥當であろうか。私は一般株主が第三者に準ぜられるのを肯定しても、なおそれは社債の發行に於て會社との間に法律關係を有するに至つた、第三者たる社債権者と同一に考へべきやを疑うものである。けだし會社對社債権者の場合には取引の安全が全面に押出されるからであり、株主總會とは同列に置きかねる。株主對會社の關係は、たしかに博士の指摘される如く、純然たる對内關係ではないとしても、又純然たる對外關係でもない。もし純然たる對内關係に屬するならば、第二のグループとして、無効となるのであるが、なお外形上總會の存在を豫想せしめる以上、かつ第三者に準すべき一般株主の存する以上、取消の訴をまつて無効とせられるべきことの要請はここに存するといえる。判旨は正當であり、商法第二百三十一條の立法趣旨にかなうものである。

(一橋大學大学院學生)